

## 概要

○こども基本法において、以下が規定されている。

・こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの。

## 第1 はじめに

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

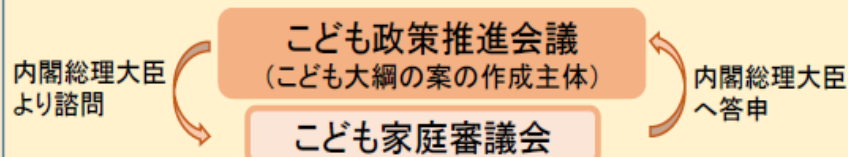
：全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会

（こども・若者から見てどのような社会かを具体的に記載）



全ての人にとって、社会的価値が創造され、幸福が高まる

- ・こども大綱の案はこども政策推進会議が作成することとされている。（こども基本法第17条第2項第1号）
- ・こども大綱の案の作成は、こども政策推進会議の決定により、内閣総理大臣からこども家庭審議会に諮問がなされた。



## 第2 こども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

## 第3 こども施策に関する重要事項

こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

- 1 ライフステージを通じた重要事項
- 2 ライフステージ別の重要事項  
(こどもの誕生前から幼児期まで、学童期・思春期、青年期)
- 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

## 第4 こども施策を推進するために必要な事項

- 1 こども・若者の社会参画・意見反映
- 2 こども施策の共通の基盤となる取組
- 3 施策の推進体制等

# こども大綱について

## こどもに施策に関する重点事項

### ◎ ライフステージを通じた重要事項

#### (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

#### (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

- 遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着
- こどもまんなかまちづくり
- こども・若者が活躍できる機会づくり
- こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消

#### (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

- プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究や相談支援等
- 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援

#### (4) こどもの貧困対策

#### (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援

#### (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

- 児童虐待防止対策等の更なる強化
- 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援
- ヤングケアラーへの支援

#### (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

- こども・若者の自殺対策
- こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備
- こども・若者の性犯罪・性暴力対策
- 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備
- 非行防止と自立支援

### ◎ ライフステージ別の重要事項

#### (1) こどもの誕生前から幼児期まで

- 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保
- こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

#### (2) 学童期・思春期

- こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
- 居場所づくり
- 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
- 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- いじめ防止
- 不登校のこどもへの支援
- 校則の見直し
- 体罰や不適切な指導の防止
- 高校中退の予防、高校中退後の支援

#### (3) 青年期

- 高等教育の修学支援、高等教育の充実
- 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
- 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

### ◎ 子育て当事者への支援に関する重要事項

#### (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減や教育に関する経済的負担の軽減

#### (2) 地域子育て支援、家庭教育支援

#### (3) 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

#### (4) ひとり親家庭への支援